



米の売惜しみや買占めは、奈良でもみられ、『奈良新聞』はつぎのように報じている。

八月十日付

市内米屋某が、六日都跡村に米買出しのため起きたるに、亭主は不在なるも、妻女は「四十六円なら売ると云ふてゐやりました」と云ふより、七日早朝再び同家を訪ひたるに、「四十七円五十銭なら売るが十銭切れても売らぬ」と云ひたるより「勝手に売れたら売りなはれ」と捨科白<sup>ステイコウ</sup>して帰りたりとは某米屋の話

八月十一日付

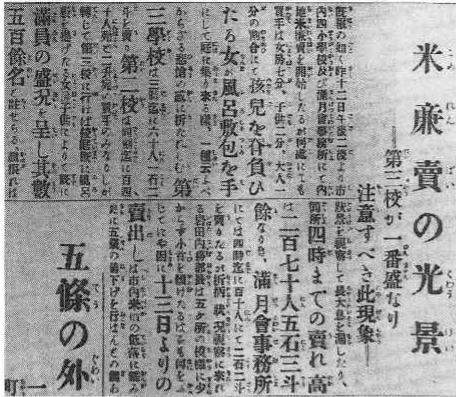
(市内のある米穀商は)市内某家に於て時価三十五円当時買入契約をなしたる数十石を昨十日に到りて漸く取出し来れる事あり。同店にては他にも同様の買占を行へる石数少からずとの噂あり、此の的確なる事実より推せば大部分信を置くに足るべきが、之を現在の相場に比すれば実に一石十七円の暴利にして国民塗炭の苦痛を眼前に見つゝ私利を計れるは憎むべき行為と称すべし

## 米の廉売

米価の暴騰によつて民衆の生活難はいつそう深刻になつた。当時工場法の適用を受けている県下二七〇工場の平均賃金は一日男六五銭、女三六銭であつた(『大阪朝日新聞』大和版、大正七年八月一日付) というから、米一升五〇銭とすると、一日働いて米一升買うのがやつとであつた。なお、奈良郵便局の局員の場合は、「日給」三十五銭ぢや米一升も買えない」状態で「定員三十五名の脚夫も昨今では二十二、三名」に減つたという(『大阪毎日新聞』奈良号大正七年八月五日付)。

生活難の影響は児童にも及び、『奈良新聞』によれば、つぎのような状況であつた。

市第一小学校飛鳥校友会の調査せる所によれば、同校生徒中には米価の奔騰四十銭に達せる当時より殆んど朝食をなさずして登校せるもの少からざる数に上れる模様あり(大正七年八月十日付)。



米の廉売を報じる『奈良新聞』(大正7年8月13日付)

こうした状況に対処するため、市当局では外米の購入、廉売をはかった。八月七日に市長と有志らが会合して、とりあえずサイゴン米一八〇石を買入れ、市内四か所の小学校と満月会事務所(注三八〇「補」)において、一人当り一升以上一斗以下、一升二〇銭前後で販売することを決定した。ところが外米は二十日すぎでないと到着しないことが判明、九日に市当局と実業協会および市内有志らが外米販売会を結成、資産家の所有米を集め一升四〇銭で売出すことに方針を変更した。八月十一日の『奈良新聞』は「米を出せ」怨嗟の声、凄叫び、不穩の情刻々迫る」という見出しとともに、つぎのような五井市助役の言葉を掲載している。

此際二万田位の欠損は覚悟で、内地米たると外米たると問はず三千石を買込んで奈良市中に米をダブつかせて見ようと思ふ、今や政府の威信なんてものは全然失墜してるのだから今は国民自から調節を計るより外はない、市民も進んで外米を食ひ麦を食って米を剩して貰ひたい。

市の助役が、政府は頼るに足らずと大変な意気込みである。こうして、十二日に市内の四小学校と満月会事務所で内地米の販売が始まった。その状況は、「何処にても買手は女房七分、子供二分、大人一分の割合にて、孩児を背負ひたる女が風呂敷包を手にして庭に集り」、第一校(新聞では第三校とあり)では一石二斗を六〇人に売り、第二校には一四〇人、第三校には約五〇〇人が押しかけ、第四校では八〇人に一石五斗を売ったという。なお、市内の資産家や米商人などから米や救済金の寄付などもあった(『奈良新聞』大正七年八月十三日付)。

十三日は、一升三五銭で米の廉売が行われたが、市民の不満は消えず、不穏な空気も漂いはじめた。市民の一部には「京阪其他の地方に於て、米価が二十銭乃至二十五銭位に低下し居れるを知り、白米販売会の三十五銭は尚高しなど不平を唱ふるものがあり」、「場末の労働者等は、附近の米穀商に対し威嚇の言辞を弄し、又は寄々会合する者などありて、流言蜚語各所に行はるる」ようになったという。そのため「米屋連は今にも暴民の襲撃を受くるが如く恐れ戦き中には持米の安売りをなし売切れると共に一時閉店せんとする向も現はれしより益慄上りもう恚うなれば金銭に拘らぬ」として、八月十三日奈良米穀組合の役員が協議のうえ、一人二升以内で一升三五銭で販売することに決定し、そのことを市中にふれまわった。これを聞いた市民が、早速米屋へでかけたところ、廉売の通知を受けていない店があつて、三五銭売りを拒絶したり、品切れなどの口実で販売に応じない店があつたりして、市民の不満が高まつた（『大阪朝日新聞』大和版）。

十三日の夕方、今在家町の米店へ、「二人の女房が入り来り強硬に談判」することがおこり（同前）、同じころ今小路町の米店へ、「二人の泥酔者現はれ、今日は白米三十五銭なれば、明日は三十銭に売るかなぞと吐鳴」つたという。同夜、警官や青年会長の説得によつて大事にいたらなかつた。その夜東市村でも百数十人が村役場及村長宅に押掛け白米二五銭で廉売することを約束させた（『奈良新聞』大正七年八月十五日付）。なお、この村では、助役の斡旋で、有志から救済金が集められ、十四日から一升三〇銭で米価下落まで廉売することになった（同大正七年八月）。これを受けて、翌十四日奈良でも一升三二銭の廉売を行うが（同大正七年八月）、その夜ついに騒動が起つた。

米騒動　すでに京都・名古屋では、八月十日夜から、大阪では十一日夜から、神戸でも十二日の夜から、連夜にわたつて騒動が起つていた。十四日になつて奈良にも波及するにいたつたのである。

その日の早朝「米高ニ付意見ノアル者ハ十四日午後七時赤堂へ集合」というピラが三条通りや今井町大正座前の電

柱、南魚屋町の高塚などにはり出された。これは、前日の夜に二人の人物が「奈良市ニ於テモ各米穀商ヲ脅迫シ白米ノ廉売ヲ為サシムル為メ騒擾ヲ惹キ起サンコトヲ共謀」(『奈良地方裁判所予審終結決定書』)してはり出されたものであったという。

この日、奈良県知事は、前日の恩賜金下付の沙汰と内地米強制買収の政府決定をうけて告諭を發し、「徒ラニ不安ノ念慮ニ驅ラルルコトナク、輕挙妄動ヲ慎ミ、以テ重大ナル時局ニ処スルノ道ヲ愼ラザルヲ期スベシ」と県民の自重を呼びかけたが(『奈良県政』(七十年史)、その効果はなかった。

ビラの呼びかけに応じて、夕暮れごろから群衆が続々と興福寺の金堂前に集まり、その数は千余人に達した。群衆は「ワイ〜、関の声を揚げて五十二段を下り」(『奈良新聞』(大正七)年八月二十六日付)、西新屋町の米屋へ向かった。警戒中の警官や在郷軍人の制止をおしきり、口々に「米を出せ」「出さぬと火をつけるぞ」(『陣線集三編』(地)主制と米騒動)などと叫び、ついに一升二五銭で廉売させることに成功した。勢いに乗った群衆の一部(数十人とも二〇〇)は、方向を北に転じ、鍋屋町の米店におしよせ「腹が減ツタカラ米ヲ買ヒニ来タト叫ビ」(『奈良地方裁判所予審終結決定書』)、一五銭の廉売をかちとった。そして「今晚中に米商役員連を片っ端から訪問して廉売の談判をする筈ぢや」(『奈良新聞』(大正七)年八月二十六日付)と氣勢をあげながら、北半田東町・今小路町・今在家町・東包永町・西包永町・中御門町の町々の米店に押掛け、一五銭廉売を行わせた。「井上町中年代記」にも「幾千名の一団が公園南大門跡に集合し夜間に乗じ(中略)市内数カ町の米屋に安売及在米の提供を要求したる結果、警官及在郷軍人・消防等惣出にて警戒し」と記されている。

翌十五日にも米の廉売価格は一升二五銭に下げられたが、不穏な動きは去らなかつた。この日、奈良市長は告諭を發し、「此際一般に市内を沈静にし、苟くも衆団を見物に往く如きことを避け、万一の禍重を縮小するよう注意せられ度、又町内一致して禍重なからしむる様、相当の手段を講せられたし」と呼びかけたが(『奈良市公報』(号外)大正七年八月十五日付)その日の夜につきのような「示威運動」が起こった。

○(八月十五日)午後九時頃、奈良公園に向い、約一五〇〇の群衆示威運動を爲したるも、警戒嚴重なりし爲、何等騷擾等のことなく解散。

(井上清・渡辺徹編「米騒動の研究」第五卷)

○八月十五日 世ノ中依然物擾タリ(中略)今夜ハ警察ノ警戒嚴重ニシテ、公園ノ如キ集會を許サザリキ由、亦町内モ警官四、五名深夜迄警戒セラル(中略)両店ヘ安売り強請ニ趣キシ由ニテ、内モ警戒ノ爲メニ宗吉氏并弟雇人二名共十二時迄來援シ與レタリ、然シ何事モ無ク結構ナリキ。

(「松塚藩蔵日記」)

十六日を迎えても、米の廉売会場はどことも混雑した。たとえばつぎのような報道がある。

各米商店は品切れ其他の理由の爲休業するもの続出の有様にて普通価格にて買取らんとする者も米商店にては米が手に入らざる爲止むなく販売会の売場に押寄せ來る結果、各箇所共大混雑を來し老人子供は押除け押倒されて悲鳴を挙ぐるあり、警官係員は必死となりて場内整理に努めたるも及ばず、第四小学校にては市外大安寺より多数押掛け來り市民は市民以外なりとて爭論を起し、終に投石して売渡所の硝子障子を破壊するなど喧騒を極めたるが何処とも大盛況とて予定の六石は一時間を出ずして売尽したり、然るに購買群衆は容易に去らず乱暴をなし兼ねまじき氣勢なるより、止むなく前々日の売残りの分を売払い係員は方々の体にて解散したり、尚後には数十名又は数百名の買手が群りいたりしと。

(「大阪朝日新聞」(大和版)大正七年八月十七日付)

なお不穩な情勢は去らなかつたといえる。騒動の再発を未然に防ごうとしてであろうか、この日演習の名目で五十三連隊から二個小隊が出勤、市中の警戒にあつた。当時米穀店を經營していた松塚樞蔵の日記に「夜ニ入り警戒ハ嚴重ニシテ、五三ノ兵一小队称念寺其他ニ出勤警戒セリ」とある。こうして奈良は平靜化に向かつた。米の廉売の方も、十八日から各町總代を通じて切符を配付、切符持参者に限つて販売することになり混雑は避けられた。

米騒動のあと 奈良の米騒動は、打ちこわしをとまなうような大きな暴動にはならず、十五日にも示威運動はあつ

たものの、騒動はほとんど十四日の夜だけで終わった。しかし、これに対する弾圧はきびしく、

多くの人が検挙され(詳細)一一人が起訴された。その職業は人力車夫四人のほか諸器械据付業・印刷工・手伝職・菓子職・運送業・生魚商・左官職各一人であった(奈良新聞大正七年八月二十五日付)。奈良でも騒動の主力になったのが、収入の不安定な人々であったことをうかがわせる。どの都市でも昼間は不穏といった程度で、騒動は夜になっておこったが、これは、彼らが昼間は働きに出て、夜家に帰ってから騒ぎに加わったからである。

裁判は八月二十四日から奈良区裁判所ではじまった。検事論告でも「被告等の騒擾は当初の決心を以て敢行したるに非ず云はゞ偶発的一種の義侠心或は好奇心に依て為したるものと観取し得べき点あり固より左程大なる悪意に出でたるには非ざるべきも(同大正七年八月三十日付)」と騒動の偶発性を認めたにもかかわらず、九月二日の判決では、二人は「騒擾率先助勢」で懲役一年、二人は「騒擾率先助勢」と「恐喝」で懲役一年、二人は「騒擾付和随行」と「恐喝」で懲役四ヵ月、または三ヵ月、三人は「騒擾付和随行」で罰金五〇〇円と五〇日間労役場留置、一人は「騒擾付和随行」で罰金四〇〇円と四〇日間労役場留置、一人は「騒擾付和随行」で罰金三〇〇円と三〇日間労役の処罰をうけた

(井上清・渡辺徹編「米騒動の研究」第二巻)

なお、検挙されたもののうち、五人が「付和雷同的行為」で拘留一五日、二人が「強談威迫」のかどで拘留二〇日の処分をうけた(奈良新聞大正七年九月三日)。別に、三条通りなどにピラをはった二人は「騒擾教唆罪」として起訴され十一月十日に禁錮二年、同一年の判決を受けた。

有罪となった者のうち、二人は判決を不服として控訴したが、うち一人は途中で取下げ、他の一人は控訴棄却となった。

なお、米騒動の拡大をおそれた政府は、恩賜金三〇〇万円と内務省で受託した寄付金を各府県に配分したが、奈良県への恩賜金は二万九〇〇〇円、寄付金は二万七〇七八円、このうち奈良市へは恩賜金一九六七円、寄付金一八

三六円の配分があった（井上清・渡辺徹編）。  
前掲書。

この米騒動は、七月下旬から九月中旬にかけて全国では三八市・一五三町・一七七村でおこり、七〇万人をこえる民衆が参加したという。その責任をとって寺内内閣が総辞職し、政友会総裁原敬を首相とする本格的な政党内閣が成立した。米騒動の体験を経て民衆の政治的社会的自覚が大きく高まった。九月六日付の『奈良新聞』のコラム（草「うめ」）でも「米騒動事件以来下級民の鼻息は実に素晴らしいもので、何事も『凡て力』と云ふことに就て深い興味を感じている」と述べている。米騒動を契機に、労働運動をはじめ農民運動・部落解放運動・婦人運動などの社会運動が活発になり、普選運動も盛んになった。

補注 満月会は、明治三十五年（一九〇二）四月十五日に、森田宇三郎の首唱で結成された団体で、会員は明治四十四年五月現在でつぎの一六人であった（入金順）。

森田宇三郎、河合甚治郎、前田鉦太郎、高橋清次郎、春田龍吉、宮武佐十郎、田村喜三郎、田村文一、  
福井庄八、中澤熊五郎、中村正格、竹村周吉、米浪芳次郎、岡本繁治郎、玉田金三郎、大森幾松、

このうち、宮武佐十郎は明治四十年（一九〇七）七月に常任幹事に就任した。会の名称は、明治四十二年（一九〇九）十月に「奈良満月会」と改称した。会の事務所は、元大豆山尋常小学校で奈良市大豆山突抜町にあつた。

会の事業としては、市会議員・県会議員・衆議院議員の推薦と選挙運動、奈良県廃止反対運動、日露戦争時に出征軍人と遺家族の慰問などを行うほか、朝日学校問題、学制統一問題・ホテル建設問題・兵営建設問題・市水道問題・市内電車引入問題などにも取組み、一定の成果を上げた。このほか、たびたび懇親会を開いたり、旅行をしたりして会員相互の親睦も深めた（『奈良満月』）。会の事務所は、米騒動時の米の廉売場や墨・筆の製造に従事する労働者の労働争議の交渉の場にも利用されることもあった（『奈良新聞』）。





製墨職工の同盟罷業を報じる  
『奈良新聞』(大正4年10月19日付)

会の活動が低調になったのか、事務所は太平洋戦争中は県食糧公団に、戦後は食糧事業協同組合連合会奈良支局や奈良主食販売組合に転貸した。そして、昭和五十七年(一九六二)六月に、前述の会員の子孫が事務所の土地を児童公園として奈良市に寄付し、現在に及んでいる(宮武家)。

## 2 労働運動と農民運動

**製墨職工** 米騒動を契機に全国的に労働運動が高まったが、当時目ぼしい近代産業のなかった奈良では、労働運動はそう活発ではなかった。とはいえ、伝統産業である墨の職工や人力車夫のあいだに、小

規模ながら賃上げ闘争がみられた。

すでに早く明治十六年(一八八三)製墨業者らが奈良製墨業者組合を結成、毎年九月ごろ製墨職工と話合って賃金を取りきめることにしたので、組織としてはゆるやかなものであったにしろ、製墨職工の組合は早くからできていたものとみられる。すでに明治三十三年(一九〇〇)一週間近く同盟罷業が行われたことがあったが、大正期を迎えて製墨職工の運動が活発になった。大正四年(一九一五)秋、賃上げを要求する労働争議がおこっている。当時の「市の製墨産額は一年に三十五万円を示し、業者三十八軒あり、職工賃銀は製墨材料一貫に付下等五十銭より上等二円位にて組合制定の一定賃金あるも、業者の製造状態に依り区々として定まり居らず」というような状態だったという

〔『奈良新聞』大正四年十月十九日付〕。

その年に、製墨業者側が「本年は米価安く製墨の売行き宜しからず不景気なれば、工賃平均一割下げ同時に一挺五分掛けの墨を一挺三分掛となるべし」と職工側に伝えたところ、職工側は「米価安く一般の不景気を伴ひたりとは云へ、我々の生活は米安は左程影響を与ふるものにあらず、諸物価にて若し安くならば或は生活も仕易からんも然らざる限り工賃を下げらるる事は苦痛なり。殊に仕事の上にて一挺五分掛けを一挺三分掛けとなし、その製墨歩合を多からしめんことは業者に利益ならんも、それだけ多くの労働を要するは面白からず」として拒絶、同盟罷業に入った。困った業者側が再考を求めたところ、職工側は十月十日に北向町の某寺に集まり、「工賃を引下ぐることは絶対に応ずることは能はざれども、一挺三分にすることだけは是認する」旨回答するが、業者側はこれを拒否して、仲裁者を立てることを提案、職工側は十五日に集合し賃金を「上物師にて五分引、安物師にて七分引」にする讓歩案をまとめるが、十八日にいたっても解決をみていない(同前)。

ついで大正六年(五七)九月にも賃上げをめぐる争議がおこった。

大正八年は、ひきつづき景気が好調で「一般工場の職工は大抵二三割の増額を見たる有様なるが物価暴騰の爲依然生活難の声絶えず、印刷工の如き賃銭値上げの要求をなすに至れり」といわれるような年であった(『大阪朝日新聞』大正八年六月五)。秋になると、毛筆職工の組合が結成された。九月七日、市内の毛筆職工二一五人が「鳴川町徳融寺に於て会合を催し組合設立に關し種々協議の結果、会創立委員として柳町吉川正次郎外十四名を選挙し委員会に於て会則を起草其他準備を整へ十五日再開の事に決し」(同前八年九月八日付)た。そして、同年十月二十一日に県公会堂において「奈良市毛筆製造業同盟会」の発会式をあげたのである(同前八年十月十三日付)。早速活動に入つたらしく、「奈良市毛筆職工吉川政治郎外七十名は、二日午後七時より鳴川町徳融寺にて協議会を催し、賃銀値上げ方(増)に關し凝議する処ありたり」

という記事がみえる（同大正八年十一月四日付）。

ところで、大正九年（一九二〇）三月ごろから日本経済は深刻な戦後恐慌に見舞われた。同年市内の日本統麻会社でも、五月末の職工数七九人が六月には四一人に急減、同月二十一日から職工に日給五日分を与えて一〇〇日間の休業に入る有様であった（鈴木良編『奈良の百年』）。いたるところで操業短縮が行われ、賃下げや解雇が強行されたのである。

大正十年（一九二一）を迎えて製墨職工一五八人が労働争議をおこした。同年十月に、製墨職工組合は業者側に賃金四割方値上げを要求した。その内容は、つぎのとおりである。

一、労働時間と賃金と相伴はない事

二、前年労働時間の改正を請求したが、無碍に斥けたため依然旧悪持して世の一般の物笑ひとなった事

三、時勢の進歩発達殊に近時労働界の変化甚しい時期に拘らず製墨職工の状態は少しも旧悪を脱せないで、之れが根本的改革を計るは資本家であるのに、資本家は少しも之れに意を用ひないから年毎に職工の減少を見るは慨歎の至りである。

茲に於て、特に組合員は万事情止むを得ないので幾分改善の一端として応分の賃金値上げを請求する所以である。

こうした要求に対して業者側が十一月八日に総会を開いて協議中のところへ、職工等数十人が押し寄せた。これは奈良署員によって解散させられたが、職工側は九日から同盟罷業を断行した。その後職工側は、四割値上げの要求を二割まで引下げることに関渉したところ、灰替一割、職工一割五分の値上げは認められ、墨磨工一割五分値上げは役員付託となって解決した（『大阪朝日新聞』大和版大正十一年十一月十三日、十五日付）。

製墨職工の争議は、大正十三年七月と十一月にもおこった。十一月のときには、市内三九工場の職工二〇〇余人が同盟罷業を行った（『日本労働年鑑』第六卷）。

奈良に多かった人力車夫も、大正十五年の秋、小型円タクの営業がはじまると、市内三〇か所にあった帳場の車

夫約一六〇人が自動車営業は自分たちの生活をおびやかすものであるとして、反対デモを行った（『大和百年の歩み』  
（社会・人物編））。

### 小作争議

新地域の近郊農村に目をひろげると、労働運動に比べて農民運動がはるかに活発であった。戦後、恐慌は農業に及び、米や繭をはじめ農産物の価格は軒なみ暴落した。農民は苦境に追い込まれ、高額のもの納小作料に苦しんできた小作農にはとりわけ大きな痛手であった。小作料の減免を求める小作争議がはげしくなった。奈良県の小作争議は表12にみられるとおりだが（（実際には統計数字以上の争議があったとみられる））、大正末年から昭和初年にかけて激増している。

添上郡の大正十一年（一九二二）二月二十日現在での調査によると、郡内一七町村中で小作争議や減免措置が行われていないのは、柳生・田原・五ヶ谷の三か村のみであった。残りのうち大字ごとの状況のわかる一二町村の合計七四大字についてみれば、実に六八大字で小作争議や減免措置が行われていたという（（鈴木良編）前掲書）。

### 小作争議の原因について、添上郡統計協会

長田中長市郎は、小農が多いこと、農業は他の産業にくらべて薄利であるため、小作地から生じる収入を地主と小作人が分配してもいざずれも満足する程度の収入を得ることができないこと、農民思想の変化、小作制度の不備欠陥、天災などを挙げ争議がおこるのは止むを得ないことであると述べている（（『大阪朝日新聞』大和版昭和十一年二月））。

表12 小作争議件数

年	と村	
	奈良県	奈良市近郊農村
大正6 (1917)	4	
7 (1918)	25	1
8 (1919)	8	2
9 (1920)	3	1
10 (1921)	7	3
11 (1922)	7	
12 (1923)	15	4
13 (1924)	20	3
14 (1925)	43	2
昭和1 (1926)	209	1
2 (1927)	143	1
3 (1928)	74	1
4 (1929)	43	
5 (1930)	36	
6 (1931)	66	1
7 (1932)	72	3
8 (1933)	112	2
9 (1934)	90	2
10 (1935)	179	1
11 (1936)	102	

奈良県は『奈良の部落史』から引用した。奈良市と近郊農村は、当時の新聞や『日本労働年鑑』『奈良の部落史』などから作成した。

第三章 奈良市の発展

以下奈良および近郊でおこった小作争議について、年次を追ってみていくことにしよう。

大正七年（一九一八）の秋、伏見村の平松で、地主二、三人が小作納米を引上げようとしたところ、小作人一〇余人がこれに反発、「小作地返還の意気込みを示」した。これは仲裁者が出て、いちおうの解決をみたが、翌八年になって、「裏作納附」をめぐって再び紛争がおこり、地主側が「小作人より田地を回収し自作」しようとした。今度は、郡当局の指示で、村長が調停にのり出し、「本年は地主等の主張を容れ」解決をみた（同大正八年付）。

同年八月末から明治村の地主と小作人の中で紛争がおこったが、同村有志の調停で解決した（同大正八年付）。この村での争議は、その後再燃し、大正十年までつづいたとみえ、『日本労働年鑑』の大正十年三月の条に、地主と添上郡東市村鹿野園の小作人三〇数人との小作争議についてつぎのように述べている。

小作争議は久しきに亘り、小作人側は一昨年の小作料を納入せず、昨年一ヶ年は四町歩余の田地を耕作せずに放擲してあったが、東田同村長山中同村助役等の尽力の結果、遂に三月二十三日に調停成立し、小作人側は一昨年の小作料を本年秋の収穫によって一石に対し三升の償米を差引いて納めることとなりて無事解決を見、本年から放擲地を耕作することになった。

大正十年秋には、奈良市雑司川上町でも同町小作人二六人が手貝町の地主に対し、三割五分の減免を要求して争議をおこし、十一月十三日になつて二割八分の減免で解決した（同大正十年付）。同年、添上郡田原村の小作人が三割の小作米減免を要求、地主側は一割五分減を固持して譲らず、永岡村長の調停で、二割減免ということで解決するにいたつた

表13 1反当りの小作料の推移（奈良県）

年	田地	畑地
	石斗升	円 銭
大正10 (1921)	1.63	27.00
昭和1 (1926)	1.37	24.83
2 (1927)	1.04	22.97
3 (1928)	1.00	23.09
4 (1929)	1.10	22.38
5 (1930)	1.15	20.71
6 (1931)	1.15	18.21
7 (1932)	1.13	14.50

日本勧業銀行調査『奈良新聞』（昭和7年9月21日付）。

(同大正十年十一月十七日付)。

同年、東市村では、米の収穫が昨年と比較して二割九分、平年作とでは二割二分の減収となったので、各大字の小作人は減免について協議し、一三人の交渉委員を選んで地主側と交渉に入った。小作人側が反当り五斗四升減、地主側が一斗五升減を主張して折り合わず、小作人側は要求が聞き入れられなかった場合は、八〇余町歩の小作地を返還し、他の職を求めて生活するという戦術をとった。この結果については不明である(同大正十年十一月十三日、同大正十年十二月十二日付)。

なおこのころの小作料減免要求は、添上郡や生駒郡北部の村々では三割〇五割五分、奈良市では三割内外、平城村では五割五分減免で解決したという(同大正十年十一月十七日付)。

日農支部 全国的に小作争議がひろがるなかで、大正十一年(一九三三)四月、日本農  
の 結 成 民組合(日農)が結成された。同年十一月生駒郡北倭村(現生)の小作人

組合が日農に加盟してその支部となったのを皮切りに、県下に日農の組織が伸び、十三年二月には日農奈良県連合会の設立をみる。翌十四年末には一二九支部、組合員五四八五人を数えたという(『奈良の部落史』「奈良」長瀬同和事業史)。

奈良市にも大正十二年三月までに、日農支部が作られている。

大正十二年には、奈良市とその近郊農村で四件の小作争議がおこった。

東市村白臺寺の小作人で組織する耕作会では、米作と麦作の収支明細書を作成して、地主に減免を求めた。明細書の内容は表14のとおりである。

それによると、損害額は四一円九〇銭であるが、小作人たちは、その損害額のうち「六分だけ御負担の無理を是非御聴き取り下さる様連名を以て御願ひ」することを、十月二十日

表14 米作・麦作収支明細書(大正12年)

	収入合計	支出合計	差 引
	円 銭	円 銭	円 銭
米 作	45,70	64,30	18,60
麦 作	24,30	47,60	23,30
計	70,00	111,90	41,90

【奈良新聞】大正12年10月24日付から作成。

に地主に対して申し出たのである（『奈良新聞』大正十一年十月二十四日付）。この願いが聞き届けられたかどうか不明である。

奈良市雑司川上町でも、同年十月三十一日に集会を開き「本年の収穫は六分作であるため（中略）一石につき三斗減を決議、交渉は十一月一日から開始、七日までに回答なきときは、八日からかってに刈取り、地主の態度決定まで納米しないことと、その一週間刈とり中止（鎌止め）を申し合わせた」（同大正十二年十一月八日付）。

同年十二月四日、秋篠の小作人六二人（六五人と）が、一二人の地主との間に小作争議をおこした。なおこの月、都跡村佐紀（現彦）でも、一〇〇人の小作人が小作争議をおこした（『日本労働年鑑』第一巻）。

大正十三年（二五）一月に、辰市村西九条（現彦）で、小作人四二人（五八人と）が小作争議をおこした（前掲書大正十四年版）。同年三月には、生駒郡富雄村中（現彦）で、小作人三〇余人が地主数人に対して小作米減免を要求したが容易に解決しなかった。そこで、小作人側では、農民組合の援助を求め、演説会を開こうとした。そのとき、阪本村長が調停にのり出し、小作人側は「石に付一斗」の減免を主張し、地主側は五升説を固持して譲らなかつた。その後、小作人たちは「石当り一斗説を翻して、一斗五升説を唱えた」ので、村長は三月二十五日に調停につとめ、地主側は八升まで譲歩したが解決にはいたらなかつた。三月二十八日になって、郡役所から二人の書記が出張してきて調停に努めた結果、つぎの条件で無事解決した。

- 一、大正十二年度より向う三ヶ年間、石当り一斗宛を減免すること
- 二、大正十二年度は右率の半額だけ減免すること
- 三、地主側の組織せる振農会は解散すること
- 四、小作人側は、日本農民組合を脱会すること
- 五、日本農民組合本部員出席の本日の演説会は中止すること

（『大阪毎日新聞』奈良版大正十三年三月二十七日、二十九日付）

同年七月には、東市村白毫寺で、小作人六〇人による小作争議がおこった（『日本労働年鑑』第六卷）。

大正十四年（二五三）には、添上郡大安寺村柏木（現添上）の小作人六〇余人は、「昨年未曾有の干害を理由」に、地主に対し年貢米の減免を要求したが、地主側はこれに応じなかったので、小作人側は日本農民組合に加入し、一月十五日に日農の杉山元治郎組合長を招いて講演会を開き氣勢をあげた（『大阪毎日新聞』奈良版。大正十四年一月十七日付）。

この年一月、大安寺村八条でも小作争議がおこり、地主側は奈良地裁に小作米請求および土地返還請求訴訟を提起した。八条の小作人は、昭和元年（二五〇）にも小作米を納入せず小作争議をおこした。ところが、翌二年五月になって、地主側が突然「繫争田地」について「立入禁止を執行」した。これに対して「小作人は大いに激昂し」現場に急行して、地主の管理人との間で紛争がおこった。これは奈良署の警察官の「鎮撫」でおさまった。この事件の関係者逮捕のなかで、日農県連合会は、八条支部の家族救済の件を決定し、六家族に対し白米一〇石を贈り、各支部に「献米袋」を配布して応援米を要請するという連帯的行動を行った。なお、この八条の組合員は、大正十四年一月で六七人であった（『奈良新聞』昭和二年五月十三日付、『日農』全農本部資料のうち、「第二次回執行委員会議事録（ピラ）」「同議事録（ピラ）重引」）。

昭和二年（二五三）、伏見村でも小作争議がおこった。この村では、小作人約二〇〇人が一五人の地主に対し小作料の減免を要求したのである。この争議は、翌三年までつづき、調停者が出て解決しようとしたがなかなかおさまらなかつた（『奈良新聞』昭和二年九月十五日付）。



3 普選運動と婦人運動

普選 選挙 明治時代や大正時代には衆議院議員の選挙権を持つものは、満二五歳以上の男子で、直接国税を  
期成同盟会 一定額以上納めるものに限られていた。そのため、普選選挙を求める運動がおこった。大正時代

になって民主主義の風潮が高まり、米騒動を契機に労働者や学生・市民たちによって普選選挙運動が活発になり、  
大正九年（一九二〇）一月には全国普選期成連合会が結成され、各地で連日のように大会が開かれデモが行われた。

奈良県の普選運動は、奈良市会議員・県会議員にすすんだ俵畑嘉平、弁護士で奈良市会副議長をつとめた中島信  
夫ら憲政会系の人々が中心となり、大正八年、同十一年をヤマ場として展開された（鈴木良編『奈良の百年』）。運動をすすめる  
ために、普選選挙期成同盟会が結成され、政談演説会が奈良市で開催された。

大正八年には、まず三月六日に演説会が奈良市の尾花座で開かれたと見え、『大阪朝日新聞』大和版の三月五日  
の条につきのような記事がある。

普選選挙を高唱してその実行促進を期せんとする奈良市会議員中の玉碎会派に属せる人々の主催にて、六日午後六時より奈  
良市尾花座に於て普選選挙大演説会を開く

この演説会の主催者は『奈良県社会運動史年表』によると、大阪普選期成同盟会となっているし、右の新聞には当  
日の出演者として、大阪から五人の氏名と大阪諸新聞同志記者が記されているから大阪からの応援があったことは  
事実のようである。同年九月十三日の演説会でも普選選挙のことがとりあげられたようで、「松塚栖蔵日記」に、  
「夜、中井座ニ於ケル俵畑候補ノ政談演説ヲ聞ク、普選選挙ニ付キテハ企業ト雖モ異見ハ無ケレドモ、弁士ノ内ニ

皇室ヲ云々スルモノアリ僕ノ感情ヲ害セリ」と見える。

この年の末に、奈良県普通選挙期成同盟会が結成された。まず十一月十五日に「奈良市中島信夫、俵畑嘉平主唱の下に」、午後六時から奈良実業協会事務所において発起人会が開かれた。出席者は二〇余人で、その席上、

▲常任幹事 竹野竹三郎、俵畑嘉平、若本正吉 ▲幹事 中島信夫、高天房五郎、鈴木奈良市、前川嘉雄、水原政治郎、橋本十太郎以下二十余名 ▲評議員 若干名

の役員が選出された（『大阪朝日新聞』大和版）。

そして、同年十二月六日に奈良市内の尾花座で発会式が挙行された。当日は、奈良市会議員、県公會議員、弁護士、各新聞記者などの発起人数十人のほか多数出席したという。座長に中島が選ばれ、宣言と決議を可決し、東京での連合大会への出席者を選び、その後普通選挙宣伝演説会が開かれた。演説者は奈良から中島・俵畑・竹野各幹部のほか数人、大阪の普通選挙期成同盟会から数人の弁士で、いずれも「熱心なる演説ありて、盛況を極めたり」という。このときの宣言で、普通選挙の根柢は五箇条の誓文の「汎く会議を興し万機公論に決するの聖旨」にあるとし、「速に普通選挙の理想を実現」し「邦家を泰山の安きに置かんことを期す」と述べた。また、このときの決議の始めの二項目ははつぎのとおりであった。

一、衆議院議員選挙法を改正し、普通選挙制を実施せしむること

一、右の目的を達する為、普く県下に宣伝すること

（同大正八年十一月七日付）

期成同盟会はその後、普選派代議士の応援・遊説・請願行動にとりくんだ。大正九年五月の総選挙には、普選論者である非政友会派の関俊吉を候補者に推選し、普選実施の宣伝活動もあわせて行ったが、残念ながら当選にはい

たらなかった（『大和百年の歩み』）。

（社会・人物編）

同会は、大正十一年（一九二二）二月五日には、奈良市内で普選大会を開いた。当日は「各団体幹部十数名、騎馬と俤くまで普選の大旗を前後に押立て、各自白地に赤で普選大会と染め抜いた大会章を肩から斜に佩かびて小旗を翳かざしつゝ、大太鼓を打鳴らし全市に大宣伝を試み、辻々にては俵畑・森田・稲川・上林各幹事等宣伝演説をなし、午後三時迄に数万の宣伝ビラを撒布して市民の注意を喚起した。斯くて午後六時よりは予定の如く公園すべに於て十数発の煙火はなびを合図に大会を開く。場内数箇所に焚く大篝火かきと賑かに囃はやし立てる楽隊とに氣勢を添へ、定刻過には来会者数千の多きに達し、さしもに広き会場を埋めた」といふ。大会は、村田謙次郎の開会の辞ではじまり、中島信夫を座長におし、森田五一の朗読した宣言・決議を満場一致で可決し、岩本正吉ほか八人の演説に移り、それぞれ普選断行を唱えた（『大阪朝日新聞』大和版）（大正十一年二月七日付）。宣言と決議はつぎのとおりであつた。

宣 言

時代の推移は一国政治の中心をして議會に集中せしめたり。然るに議會は未だ全国民の代表機関たらずして、往々その信頼に背き時に政府与党の横暴を看る、国民の痛恨何ぞ堪へん。惟ふに此弊風を打破しこれに改造を加ふるは普通選挙に措いて他にあるなし。是故に我等同志は普通選挙の断行を絶叫し議院政治の実を挙げると共に、国家国民の利福を進めずんば止まざるもの也

決 議

普通選挙を断行し憲政の本義に添はんことは刻下の最大急務なり。爰に我等同志は粉骨碎身して、院内非政友各派の協調に成る普通選挙統一案の通過を期す

大正十一年二月五日

奈良普選大会

（『大阪朝日新聞』奈良版）  
大正十一年二月七日付

なお、この年の十一月八日にも同盟会は尾花座において大演説会を開き、満員の聴衆の前で俵畑常任幹事は「一



普選期成同盟会大演説会を報じる  
『奈良新聞』(大正12年11月9日付)

部特権階級に政治を壟断せらるるは不都合である(中略)我々一般民衆に参政権を与えよとは七千万国民の悲痛な叫びである。吾人は太陽が地上の万物を平等に照破するが如く、普選断行によって真に民衆の為めの政治は施されんとする」と述べた(『奈良新聞』大正十一年十一月九日付)。

翌大正十二年(一九二三年)九月には県会議員選挙があり、普選期成同盟会の常任幹事であった俵畑嘉平(奈良市)と幹事の前川嘉雄(生駒郡)が当選した(『大和百年の歩る』(社会・人物編))。

大正十四年(一九二五年)五月五日に、いわゆる普通選挙法が公布され、満二五歳以上の男子は衆議院議員の選挙権をもつことになった。これでは有権者は約四倍にふえたのである。

この法律による第一回普通選挙は、昭和三年(一九二八年)二月二十日に実施された。このときの奈良県選挙区の立候補者は一人、当選者は森本千吉(政友会)・八木逸郎(民政党)・岩本武助(政友会)・福井甚三(民政党)・松尾四郎(民政党)の五人であった。奈良市居住者であった馬場義興(革新党)・江藤源九郎(中立)・奥田信義(中立)の三人は善戦したが及ばなかった。この選挙での奈良市の有権者九〇二三人、投票者七〇〇九人、投票率七七・六割であった(『奈良県報』号外昭和三年二月二十五日付、『大阪朝日新聞』大和版昭和三年二月二十四日付、『奈良新聞』昭和三年三月一日付)。

### 婦人運動

大正デモクラシーの高揚の中で婦人運動も活発になり、大正九年(一九二〇年)三月には、平塚雷鳥や市川房枝・奥むめおらを中心に新婦人協会が結成された。協会は、女子の政治運動参加を禁じた

治安警察法第五条の撤廃運動をはじめ女子教員の組織化・婦人参政権を要求する請願などを行った。

これよりさき平塚雷鳥は、前年十一月二十四日大阪中之島公会堂で開かれた大阪朝日新聞社主催の関西婦人連合大会に出席、新婦人協会の設立を発表した（高井陽・新井美耶子『薔の花』—富本一枝小説—。この大会に奈良市の婦人会から五六人が参加した。大会での「申合せ事項」について『大阪朝日新聞』大和版（大正九年三月三十一日付）ではつぎのように述べている。

- 一、常に進歩せる時代の思潮を汲み、見聞を広くし、思想の向上を図る。
- 一、品性を高め、趣味を豊かにし、身体を練り、社会の一員としての強き信念と活動力を養ふ。
- 一、時代に適合せざる陋習を斥け、生活の改造に力を尽す。

一、會員互に協力し組織的に行動することによって更に其の効果を大にすることに努む。

この大会に参加した奈良婦人会の代表木本鉄枝子はつぎのような感想を述べている。

あの様に多くの日覚めた方々がお集まりにならうとは思ってゐませんでしたと同時に将来はもう「引込思案ではいけない」「ウツカリしては居られない」といふことを切実に感じさせられました。女は女として相当に活動せなければならぬと思ひました。別に参政権を求めやうなどといふことでなく、生活の上に沢山改造せなければならぬこともありますから、夫等（夫等）のことを婦人会でもやって行きたいと思ひます

この大会のあと、雷鳥は生駒郡安堵村（現安堵町）の、富本一枝を訪問している（高井陽・新井美耶子『薔の花』—富本一枝小説—。

なお右の連合大会の地方大会として、「奈良県婦人連合大会」が大正九年四月十一日に奈良公園内の県公会堂で開催された。この会は奈良市婦人会が主催して市内や県下の婦人会や処女会など各種婦人団体に呼びかけて開かれたものである。この会の賛助団体の中に、「女高師佐保会」の名もみえる。佐保会は奈良女子高等師範学校（以下「女高師」という）の同窓会のことである。

さて、大会は七〇団体二〇四人の参加（奈良市から一九団体二九人）のもとに開かれ、奈良婦人会長木本鉄枝子の挨拶、同会幹

事長磯田梅代子の関西婦人連合大会の報告、佐川奈良市長祝辞のあとつぎの三人の講師の講演があった。

現代の若き婦人の悩み 朝日新聞社記者 恩田和子

婦人の自覚 奈良女子高等師範学校助教 野村よし子

生活上の二方面 東京女子高等師範学校教授 大江すみ子

本本は、女性をめぐる思想・生活・習慣上の欠陥を改造するために、「多数のものが一致協力」して「団体の力」をもって組織的に行動すれば、いつの日か「私共女の希望の達せらるゝ日」が来ると述べた。恩田は、相続や職業・参政権などの面で女子が差別されていることにふれ、「学を修め」「見聞を博く」する必要があることを述べ、野村は「欠陥の多い現代婦人を改善する為には、是非一般に理性を養ふ処の頭脳を作る必要」があると論じ、読書をしたり、外出して必要な会合に出席して見聞を広めることの大切さを強調した。

最後に大江は「心的物的の両方面が完全に行はれてはじめて真の人間眞の女が出来るのでありますから、十分の自覚と努力を要する」と述べた（『大阪朝日新聞』大和版大正九年三月三十日、四月三日、四月十三日、十六日付）。

新婦人協会を創立した雷鳥は、会員の拡大をはかるため北陸から関西各地を訪問したが、大正九年十一月十一日に奈良県を訪れた。そのときの状況について雷鳥は、協会の機関誌『女性同盟』十二月号につきのような私信（第四信）を掲載している。

法隆寺で降りて安堵村のなつかしい自然に心を愛撫しながら、正会員の富本一枝さんの御住居に昼頃着きました。何だかわただしい旅の、其上予定表でかためられたぎこちない心を、この食卓に向ってしばらく忘れたと思ふと、もうすぐ会合の時間が来て居ました。会は奈良の女子師範（奈良女子高等師範学校のこと）の会議室で、午後四時から開かれるといふので、私は一枝さんに引張られて汽車で奈良へ急ぎました。何といふ自然に恵まれた学校でせう。この師範教育が、どれほど人



奈良市女教員大会を報じる『奈良新聞』  
(大正10年6月2日付)

間性を、婦人の本能を無視したものであらうともこの美しい自然の感化をどうすることも出来まいといひたいやうな気がしました。(中略) 集ったのは本校出身の在校者を会員とする佐保会の方々で、二十五名ほど、正会員の土屋さんも勿論おられました。卓を囲んで懇談、晚餐を共にし、友達の中にあるやうな心安い気持ちで八時過ぎまで居りました。今後佐保会と連絡をとり、奈良婦人会の通信を送られんことを依頼し、承諾を得ました(後略)。

つまり、雷鳥は新婦人協会会員の富本一枝とともに奈良を訪れ、女高師の会議室で佐保会会員と懇談した。なお、その中に「土屋」という会員がいたこともわかる。この土屋はその年の暮れに、佐保会主催女教員談話会で「真面目な考察を基調として」の題で講演しているという。会員には、富本・土屋のほかに、山川房子・岩田つやらがいて、奈良にも協会の支部がつくられていたようである(『大和百年の歩み』)。

新婦人協会は、女子教員の組合組織の必要性を早くから主張していた。女子教員は働く婦人として知識階級として婦人解放運動の中で果たすべき役割りが大きいと注意を向けていたのである(前掲)。奈良でも大正十年(一九二〇)六月一日、第一小学校(現椿井)で奈良市女教員大会が開かれた。参会者は市長・各小学校長・視学・女教員三三人で、市長が座長となり、左記の事項について協議した。

諮問事項

- 一、現下の実情に鑑み、将来女児教育上特に留意すべき事項如何
- 二、現今本県に於ける家庭生活に関する欠陥並に其の改善策如何
- 三、処女会指導の良法如何

#### 四、女子補習教育を徹底せしむる方法

#### 五、小学校女児に最も適応する服装並に髪結法如何

##### 討議案

#### 一、女教員の研究を一層有効ならしむる方法

#### 二、女教員分担に最も適切なる校務如何

〔奈良新聞「大正」  
十年六月三日付〕

第三回県女教員大会が大正十二年（五三）十一月二日・三日に県公会堂で開かれた。参会者は、知事代理・郡市視学・体育主事などの来賓と女教員約一二〇人であった。ここでは、つぎの事項について協議した。

#### 一、女子実業補習学校の普及発達を図らんとする適切なる方法如何

#### 一、女教員の職服を洋装に一定するの可否、可とすればその様式如何

#### 一、裁縫科に米（以）法使用実施について

#### 一、裁縫科の効果を一層有効ならしめんが為、小学校と女学校と如何なる連絡を構ず可きか

#### 一、現代の思潮に鑑みたる修身教授改善法

#### 一、時局に鑑み小学校児童をして経済思想を養成し、之れが徹底を計らんとす、最適なる具体的方案

#### 一、処女会の経営状況の実際

#### 一、女教員の活動すべき部面、女教員の向上発展を図る方法、女教員の能率増進上適切なる改善方法如何、男女教員の待遇

上の差別は現状を以て適當と為すか

右の中で、最後の女教員の問題については、「女は男と同様の地位に立ち、女子専任の視学を採用し、女子人格を認めて婦人参政権を与えられよ」とか「各都市に女教員会を組織し、県連合女教員会を組織しては如何」、「男子教



員と女子教員の間は何等の差違を認めざるに、唯その俸給に至りては何故を以て男子に多く女子に少きや」などの意見が出た。そして、「男女教員の現時の待遇は不適当」であることを大多数の賛成で決議し、男女差別の撤廃を申し合わせた（同大正十二年十一月三日、四月付）。

#### 4 被差別部落の改善事業と解放運動

改善事業 明治三十年代になると、被差別部落の富裕な有力者が中心となり、部落内部の改善をすすめようと矯風会とする動きが出てきた。そうした改善団体として奈良県では、明治三十二年（一九〇一）田原本浄照寺で営まれた蓮如上人四百年忌法要での差別事件（被差別部落寺院の僧侶に座席を与えなかった）を契機に、被差別部落の住職と檀徒ら六〇余人によって結成された大和同心会や、三十五年御所地方の三つの被差別部落で組織された南葛城郡興進会が知られる。そして翌三十六年に大阪で結成される全国的な部落改善組織、大日本同胞融和会の発起人に奈良県からも有志六人が加わっていた。こうした団体の運動は、被差別部落の人々による自主的な改善運動ではあったが、内部の自覚運動によって一般住民との融和をはかろうとする傾向が強く、外に向かって差別の撤廃を要求するものではなかった。

日露戦争後、部落改善運動を取りこむかたちで、当局による改善事業がすすめられる。府県による矯風会事業がそれであった。奈良県では、明治三十九年（一九〇六）特殊部落改善委員会規程をつくって改善事業の第一歩をふみ出したが、戊申詔書の発布をうけて、四十二年五月これに代って矯風委員規程を制定、市町村ごとに矯風会をつくらせ矯風会事業に本格的に取り組むことになった。その活動方針は、（一）被差別部落の人々に対する態度を一変させる

こと、(二)被差別部落の人々の生活改善を図ること、の二点におかれていた。

(一)については、公職にある者が率先してその人たちに接し、特に小学校教育は児童同士の融和につとめ、また「特殊部落」という呼び名を用いないようにすることなどであり、(二)では賭博や風紀についての警察の取締まり、義務教育や家庭教育に対する教育者の努力、職業の輪旋ちんせん、その他貯蓄をすすめ講話や夜学などの奨励につとめることなどであった。差別の原因は一般民と部落民の双方に責任があるとしながらも、さまざまな陋習を改善しない被差別部落民の側により多くの責任があるとして、被差別部落内部の生活改善や風俗矯正に力を入れようとしたものだったといえる。

矯風委員規程に基づいて、各町村に矯風会がつくられていったが、奈良近辺でも東市・辰市・大安寺の三か村に矯風会が発足、ついで奈良市にも組織されたものとみられる。東市村矯風会の会則によれば「専ら風紀ヲ改良シ勤儉貯蓄ノ美風ヲ奨メ併セテ知識ノ啓発ニ勤ムルヲ以テ目的トス」とあって、四八項目にもわたる励行事項が挙げられている。それは「一、一般の規則はよく守るべき事、二、村長以下村役人の命令は必ずよく守る事、三、税金は期日に後れず納むる事」に始まり、人には敬称を用いる事、妻は夫に従い、夫は妻を愛して言葉づかいをつつしむ事、長老を尊び大切にする事などがあるが、大部分は日常生活に対する規制で「八、賭事は一切之をなさざる事」「四十、一家協同毎に日掛貯金を行ふ事」などの項目をあげていることはことわるまでもない。矯風会事業が、県から郡・市町村におろされてきた融和事業であったことを雄弁に物語るものといえよう。

矯風会活動は、官製のものとしてその宣伝も行き届き、一般にはもてはやされたが、実はそのための特別の予算もなく、被差別部落をとりまくきびしい状態を取り除く施策も用意されていなかった。そのため、多くの人々の支援も得られず、当初の意気込みは案外つづかず、まもなくその活動は低調になっていった。四十四年(一九二二)ごろ

から被差別部落改善に積極的な姿勢を示し始めた内務省の方針をうけて、四十五年三月、県では県下の矯風委員を集めて特殊部落改善委員会を開き、不振の矯風会活動を立て直そうとした。とくに低調とされていた奈良市では、新たに矯風会委員を任命するなどして事態の打開をはかったが、形を整えただけにとどまった。こうしたなか、被差別部落住民による自主的な改善運動の組織として結成されたのが大和同志会であった。

大和同志会の 明治四十五年(大正元年 一九二二)七月十五日、奈良市西之阪の松井庄五郎の自宅で、大和同志会創立の発結成とその活動 起人会が開かれ、松井のほか奈良市の林春吉・河村治良造や掖上村(現御所)の阪本清三郎・阪本

清俊ら八人が集まった。そして同年八月二十日に西之阪の明光寺でその創立大会が開かれた。大会に集まったのは、いずれも被差別部落の富裕層であり、来賓として知事・市長らも招かれていたので、外部からは矯風会の一組織のようにみられたが、実は別のものであった。同志会は、県下七〇の被差別部落、三万五千人被差別部落民をもって組織し、県や市町村に財政的援助を求めない自主的な部落改善団体として結成されたのであった(一戸あたり二銭の会費と寄付金で運営)。大会では、松井庄五郎が会長に選ばれ、幹事には各被差別部落の区長・僧侶・寺院総代などの有力者層が就任した。その会則によれば、同志会は、「同族ノ一致団結ヲ主トシ且ツ向上発展ヲ図リ延イテ全国ノ同族ニ及ボス」ことを目的に、事業内容としてつぎの六項目を掲げている。

- 一、殖産興業（耕地の購入低利貸付、職業周旋など）
- 二、教育の発展（学資の支給、奨学金の貸与など）
- 三、宗教の刷新（西本願寺内局の弊風打破など）
- 四、同胞の融和握手（懇談会の開催など）
- 五、法律思想の普及（尊憲・遵法の良民の育成）

大正七年十月廿六日發行  
本報社刊  
大正七年十月廿六日發行

# 明治之光

(發 行 所)

大 和 同 志 會

『明治之光』創刊号

## 六、大和同志会通報「明治之光」の發行

同志会は、矯風会の改善事業を批判し被差別部落内部の自主的な改善を主張するとともに、被差別部落外にも目を向け「融和握手」を求めた。会長の松井も、下層住民の風俗改善を主張するいっぽう、被差別地域にある学校の統廃合や、被差別部落出身教員の採用を主張している。しかし、具体的な解決を同情や慈恵的な当局の施策にたよろうとしたところに被差別部落の富裕層を中心とした同志会の限界があったと

いえよう。

ところで、大和同志会の創立をみた年の十月に創刊された『明治之光』は、第一号五〇〇部・第二号七〇〇部・第三号一五〇〇部と部数を伸ばし、第七号は一万部の印刷が計画されたという。各地からの申込みが相ついたのである。その読者は、茨城・群馬から福岡にわたる二三府県に及んだ。大和同志会の結成と『明治之光』は、各地に改善団体の結成を促した。

こうした自主的な動きに対応して、官民合同の融和運動の全国的な団体とし結成されたのが帝国公道会であった。公道会は、大正三年（一九一四）六月、大江卓（明治四年えた非人の廢止を建白）が財政界の名士を集めて結成したのだが、被差別部落の人々の自覚を促すとともに、被差別部落民に対する因習的偏見の打破を目ざした。大江の働きかけもあつたりして、大和同志会もこれに同調、しだいにその下部組織としての性格をもつようになる。他方、同志会は、財政難に悩み、大正七年には『明治之光』が廢刊に追いこまれ、翌年以降その活動を停止する。

大和同志会の活動に刺激されて奈良県当局は、停滞していた矯風会改善事業に力を入れるようになった。その事業に、風俗改善や勤儉貯蓄の奨励だけでなく職業・住居・教育・衛生なども改善すべき事項として加えていった。かつて矯風会活動が不振といわれた奈良市や添上郡での活動が目立ったが、その中心になったのは各地区の青年会であった。とくに東之阪の青年会の活動はめざましかった。大正三年七月にはトラホーム治療所を開き、翌四年には光蓮寺に東之阪裁縫場を開設し、五年には納税組合をつくっている。その他同青年会では、就学奨励、嫁入費用の儉約などの項目をあげ、その実行責任者をきめて担当させたりした。これらの活動が目目されて、六年二月に県から優良青年団として表彰された。七年一月二十三日の『奈良新聞』には「同町の改善事業とみに発達し、県下七十ヶ所の部落中は勿論、全国五万七千七百ヶ所中に於ても優秀の部落」とあり、納税組合・共同浴場・北寧裁縫場・職業の改良・荷車の貸与・風俗改良・トラホーム治療所などのことを述べている。なお、これより先『大阪朝日新聞』も六年六月十九日付の紙面で東之阪の青年会の業績を報じているが、西之阪の状況についてもふれ、昨五年四月からトラホーム治療所を開いて成果をあげるとともに伝染病の予防に努め、講話会や遠足旅行の開催、就学の奨励、職業の紹介、代書所の設置などでも相当の成績をあげていると記している。東之阪や西之阪だけでなく、添上郡の各地区でも青年会を中心に改善活動がすすめられた。トラホーム治療に重点がおかれたが、共同浴場の改造や納税の奨励、虚礼廃止や間食の自制、清掃の実行や補習教育、北海道への移住などにも力が注がれた。

このように改善事業が活発に展開されたのは、矯風会が大和同志会をかかえこむことよってはじめて可能だったわけである。講演のため各府県を巡回した帝国公道会の大江卓も、奈良県ことに奈良市や添上郡が、他府県と異なる改善への意欲をもち、かつ好成績をあげていることに感激したといわれる。なお、大正七年三月に奈良県庁で開かれた矯風委員会で被差別部落改善のために着手すべきこととして、敬神の念の養成、住民の北海道移住の奨励

職業改良と納税貯蓄の勸奨、教育や衛生の向上などがあげられている。

米騒動と 大正七年（五〇）七月二十三日、富山県に始まった米騒動は、たちまち全国に広がり、八月には

被差別部落 奈良にも波及した（第三章第一節）。米価の急騰が直接の原因であったことはいままでもない。『奈良の

部落史』所収の大正二年・七年の職業調査によると、両年度とも各地区いづれも全職業に占める荷車挽・人力車夫・日稼業などの割合は五〇〜六〇割、そのほかは小作農・履物製造と小商業となっている。これは被差別部落の人たちの生活が低収入でかつ不安定であったことを示している。したがって米価の急騰が人々の生活を著しく脅かしたことは想像に難くない。

にもかかわらず被差別部落の人々への販売をしぶる米屋もあったらしい。八月十日付『奈良新聞』は「西三日來附近の米屋に行くも販売米なしとて被差別部落の人々に快く供給せず、為めに其日稼ぎの下級労働者は一升買をなす能はざるを以て各所の米屋を買歩き、毎夜深更に至る迄食事をとる能はず」、このままでは「不穩に赴くの兆ありとて、被差別部落四ヶ町の代表林春吉（西之阪町）外数名は、八日市役所に開かれたる連合信矯風会協議会席上に於て貧窮の状態を詳細に報告して」救済方を市長に陳情、近く外米を廉売する方針である旨の回答を得たと報じている。すでに実施されていた救助米の配給方法が不公平だとして西之阪町民が市役所へ押しかけた（『大阪朝大報八月十三日付）と不穩な動きがあった。西之阪町の車夫・手伝職一四、五人が、さほど困窮していないと放言した三条町の住民宅へ押しかけようとしたが、出動した警官の説得で帰宅、一部の青年はなおも、米の安売りを求めて西新屋町の米屋に赴こうとしたが、奈良署長や西之阪町青年会長林春吉らの説諭を容れて引き返し大事にいたらなかったという（八月十五日付）。また、十四日夜におこった市内の騒動にも、京都のように先頭に立つことはなかったし、県下各地の米騒動のように中心的役割を果たすこともなかった。奈良の米騒動で起訴された一

三人のなかに被差別部落の人々はいなかった。警察当局が被差別部落の人々の動きに敏感に対応したうえ、青年会組織が騒動不参加の方針をとったためであろう（『奈良の部落史』）。

奈良県は、恩賜金二万九〇〇〇円を被差別部落に置きを置いて配分した（『其の八割は現住人口に、七割は細民部落の現住人口に按分比例して各都市に』配分した）。「其の困厄の状態甚しく、賑恤の要、頗る切なるを認めた」（八月十六日付知事の内務大臣宛報告）。ためて、寄付金の配分についても同じ方法をとった。このような特別措置は、他府県ではみられないことであったが、これについては、「米騒動と被差別部落の人々の結びつきへの危機感があったとともに、矯風会事業にみられるように部落対策が県行政の一角を占めていたことを示して」いたとも、（『奈良の部落史』） また、「部落の大衆行動の成果でもあったのであり、この行動なしにはこの措置があったかどうかも疑わしい。他面では部落に対する治安対策、部落の立ち上がりを抑えるという性格を持っていた」ともいわれる（『奈良県史』）。

八月二十五日に、東之阪青年会では「市の白米廉売供給は快く之を受けたるも、其他特別に同町長に対する寄附は一切之を受けざる事に協定し」、これまで保管してきた同町に対する寄付金一四〇円を、寄付者を訪問して「その厚意を謝し、該寄附金を市廉売会に振向け、一般細民の援助に当てられんことを依頼」し、さらに貧民救済の資金にと五〇円を寄付した（『奈良新聞』八月二十七日附）。このことは「米価をめぐる不穏な状況解決に協力しようとする」行動で、「矯風会活動における青年団活動の成果を不示すもの」（『奈良の部落史』） であったといえよう。

ついで八月二十八日に、奈良で「部落改善協議委員会」が開かれたが、この会に県知事らとともに大和同志会会長の松井庄五郎も参加した。ここに米騒動にあたって矯風会と同志会が一体化して取り組んだ姿がみられる。その結果、奈良市内の各被差別部落の矯風会を一つの組織にしようとする動きがおこり、九月になって市役所で奈良市連合矯風会の発会式があった。奈良警察署長が会長に、各地区青年会役員が幹事となり、評議員には県市会議員を

入れている。そしてこれまで各地区青年会の事業であったトラホーム治療を奈良市の事業とし、購買組合の開設や不就学児童の奨学資金の募集なども計画した。ついで翌八年（一九一〇）三月には、奈良県の連合矯風会も結成される。総じてこれらの動きは、米騒動に刺激された行政側の対応といった傾向の強いものであった。国レベルでも、同八年一月、内務省は第二回細民部落改善協議会を開催（第二回は改正、元十一月）、「徹底的融和に関する方法」について協議するが、翌二月帝國公道会も各界の名士と松井庄五郎ら被差別部落指導者層を東京に集めて同情融和大会を開き、「過激思想」をいなくことのないよう、被差別部落の改善と同情融和を呼びかけた。大会後、被差別部落出身者は、差別の撤廃と部落改善費の国庫負担を国会に請願、大正九年度から部落改善事業補助費が国家予算に計上されることになる。

こうした当局の取組みは、被差別部落の眞の解放を目ざすというよりは、同情融和によって闘争を未然に防止しようとするものだったといえよう。

水平社の 県下各地の米騒動では、奈良市の場合とちがって、被差別部落の人々が積極的な役割を果たした。創立と奈良 米騒動は、差別撤廃運動の新しい出発点となった。掖上村柏原北方（現市）では、大正八年（一九一〇）

五月、阪本清一郎ら青年たちが燕会を結成、区政の民主化と自主的な生活改善をすすめたが、翌年秋ごろ部落問題研究部を設けて、解放への道をさぐり始めた。大正十年に発表された佐野学の「特殊部落解放論」（七月号）を読んで確信を得た阪本らは、その年七月水平社創立事務所を設立、創立趣意書「よき日のために」を作成して全国の同志に働きかけ、十一年三月三日全国水平社の創立大会の開催に成功した（京都の岡崎公会堂に、約三〇〇〇人が参加）。

大会のあと、全国各地に水平社がつくられていくが、県下でも水平社の結成が相つき、同年五月十五日には八木町（現市）の戎座で奈良県水平社の創立をみた。水平社は、各地で差別糾弾闘争を展開したが、奈良県でおこった



水国争闘事件(水平社と大日本國粹会との衝突事件)は、全国に大きな衝撃を与えた。大正十二年三月、通行中の婚礼荷物に向かつて一老人が差別的な態度をとったのに端を発し、下永区民・水平社の糾弾に大日本國粹会が介入、双方とも県下・近府県に応援を求め、十八・十九の二日にわたって都村八尾北方で衝突(五人、八尾北方で十八日五人、國粹会側一二二人、水平社側三五人の差別的処罰が行われた。)

このとき、西之阪町からも「見舞ヲ兼ネテ応援ニ向ハントスルモノ」が多く、松井庄五郎らと警察の協力によって阻止されたが、近郊の一部落から支援にかけつけた一人が処罰を受けている。裁判中の救援活動のため県水平社の事務所が東之阪に置かれ、翌四月には奈良水平社創立準備の集まりがあり、七月には近郊の一部落で青年水平社の創立をみている。しかし、当地方は大和同志会と矯風会による模範的な改善融和地域だったので、水平社の勢力はなかなか浸透しにくかったようである。『水平運動一九二〇年代』によれば、水平運動参加者は、県内三二六四人中、奈良市は五人にとどまっている(近郊の五部落からは、一六〇人。奈良の部落などによる。)。水国争闘事件のあと水平運動と農民運動が結びつき、県下の社会運動は高揚期を迎える。

他方、水平運動の勃興に対応して、県当局は、大正十一年六月、活動を中止していた大和同志会を再興させた。八月には組織を全県民の会に改め、被差別部落の人々のみならず広く一般にも参加を呼びかけることになり、松井庄五郎が会長を退き、知事を総裁に推戴した(総務会の連帯責任制と事務所も、その代表大正村の吉川宅に移した。)。大和同志会は、半官半民の融和団体として再興されたのである。同志会は支部組織の確立に努めたが、奈良市および近郊での支部の創立は、おおむね翌十二年のことになる。越えて十三年ごろから同志会の活動が軌道にのり、融和講演会や婦人の教養文化講習会の開催、奨学金の交付や職業指導などを行い、映画や演芸会の広宣活動にも努めた。奈良連隊の差別事件にかかわったりもしたが、同志会は「皇室中心主義にして忠良なる国民を作り漸進的に地方の改善融和に努力する方針」をとり、そ

の運動は穩健かつ漸進的であつた。県当局は、同志会によって融和政策をすすめるとともに、水平運動に対する取締まりを強めていった（『奈良の部落史』『奈良県同和事業史』『奈良県水平運動史』）。

## 第四節 教育と文化

### 1 教育の新展開

#### 小学校の整備

大正期を迎えて奈良市では、市勢の發展にともなつて就学児童が増加し、市立小学校が三校では十分に収容しきれなくなつた。大正五年（一九一六）四月、西木辻町に第四尋常小学校（現済美小学校）を設立、さらに大正十一年十一月には、佐保村の合併を見越して、佐保村大字法蓮に第五尋常小学校（現佐保小学校）を開校した。翌年四月に佐保村を合併すると、旧佐保村の児童を第五小に収容、学校所在地は奈良市法蓮町となつた。その後も学齡児童が増えつづけ、これに対応するため奈良市では、大正十五年度に三万四六〇〇余円で第一小学校（現椿井小学校）を増築し、四万九〇〇〇余円で第三小学校（現鞍振小学校）の改築を行つた。

尋常小学校卒業後、高等科へ進学を希望する児童も増加したので、大正四年（一九一五）四月に第二小学校（現飛鳥小学校）に高等科を併置し、男四七人、女二人、計六九人を収容した。その後も高等科進学希望者が年々増加したことから、大正十一年四月に第一・第三・第四の各小学校に高等科を併置、新しく開校した第五小学校にも翌年に高等科を併置したので、ここに奈良市内の小学校はすべて尋常高等小学校となつた。

このころ義務教育である小学校の授業料は、これを徴収しない原則になつていたが、これを定めた明治三十三年